

事 務 連 絡
平成29年3月22日

介護予防訪問介護事業所
介護予防通所介護事業所 管理者 様
居宅介護支援事業所

忠岡町健康福祉部いきがい支援課

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）における訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスのサービスコードの使用について

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本町福祉行政の推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月より開始する総合事業の現行相当サービスで使用するサービスコードにつきまして、2月13日に開催しました2市1町介護予防・日常生活支援総合事業の事業所説明会で、A1・A5を使用する旨説明を行いましたが、下記の通り変更いたします。

なお、本件は、岸和田市広域事業者指導課管内5市1町において同様の取扱いとなります。

また、単位数表マスタにつきましては、介護職員処遇改善加算が確定され次第ホームページに掲載させていただきますので、適時ホームページをご確認いただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 現行の訪問介護相当サービス（現行相当）のサービスコードは、A2
- 現行の通所介護相当サービス（現行相当）のサービスコードは、A6

※みなし事業所につきましても、このサービスコードでの請求となります。

※サービスコード表については、当該市町村のものをご確認ください。

【問い合わせ】

忠岡町健康福祉部いきがい支援課 担当：畑中
電話：0725-22-1122(内線203)
FAX：0725-22-1129